

A C 法（夜朝固定立会検定法）の実施方法

1 A C 法の実施にあたっての考え方

A C 法による検定は、検定方法の簡易化効率化を図るものであり、かつ牛群検定事業の普及率向上に資することを目的とする。

2 A C 法の実施方法

（1）実施農家の要件

- ① 経産牛全頭が、牛群検定に加入していること。
- ② 自動的に搾乳時刻を記録するための装置（タイマー）を、設置すること。
- ③ 毎月の生乳出荷量、自家消費量を正確に報告すること。
- ④ 1 日の搾乳間隔が安定していること。また、夜から朝の搾乳間隔が 570 分以上～915 分未満、朝から夜の搾乳間隔が 525 分以上～870 分未満であること。
- ⑤ 通年的に夜朝どちらか固定した搾乳での立会検定を原則とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ⑥ 検定農家は事前に検定を実施する搾乳(夜または朝)を検定組合に申請し承認されていること。
- ⑦ 1 日の搾乳回数が 2 回であること。
- ⑧ その他

（2）検定データの取り扱い

推定精度を担保するため A C 法独自のチェックを行うこと。

（令和 8 年 3 月 19 日全国牛群検定推進会議）

牛群検定における A C 法の運用細則

令和 8 年度全国牛群検定推進会議（令和 8 年 3 月 19 日開催）において採択された「A C 法（夜朝固定立会検定法）の実施方法」に係る実務上の運用について以下のとおり実施する。

1. 検定農家の要件

「A C 法（夜朝固定立会検定法）の実施方法」による。

2. A C 法の実施

（1）牛群検定加入にかかる要件

- ① 経産牛全頭が牛群検定に加入すること。

（2）夜朝固定立会にかかる要件

- ① 通年的に夜朝どちらかを固定した立会検定を原則とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ② 朝搾乳と夜搾乳が、通年的に、それぞれ 0 時 00 分～11 時 59 分、12 時 00 分～23 時 59 分の間に開始されていること。
- ③ 一部の検定牛のみ 2 回検定を行うことは出来ない。

（3）搾乳間隔にかかる要件

- ① 搾乳時刻は搾乳時刻記録タイマーにより計測し、一定していること。搾乳間隔は、前回搾乳と今回搾乳の経過時間を指し、それぞれの開始～終了の中間時刻から算出する。
- ② 朝の検定の場合は、夜から朝の搾乳間隔が 570 分以上～915 分未満であること。
- ③ 夜の検定の場合は、朝から夜の搾乳間隔が 525 分以上～870 分未満であること。

（4）搾乳時刻記録タイマー（以下、タイマー）にかかる要件

- ① タイマーは、搾乳施設のうち真空ポンプ及びミルクポンプの稼働時刻を記録するために設置する。ただし、バケット搾乳等によりミルクポンプが無い場合は、真空ポンプのみの時刻を記録する。
- ② 独立した搾乳施設が複数ある場合、一連の継続した搾乳作業が行われるのであれば、搾乳施設ごとにタイマーを設置する。一連の継続した作業が行われない場合は、A C 法を実施できない。
- ③ 一基の搾乳施設内で、真空ポンプ、ミルクポンプが複数ある場合は、それぞれ中心となるポンプにタイマーを設置する。
- ④ タイマーが故障し搾乳時刻の記録が得られない場合、
 - (ア) 正常な搾乳時刻の記録（一定期間）が得られてから A C 法を実施する。
 - (イ) 一時的に A 4 検定を行う。

(5) 搾乳回数にかかる要件

- ① 全検定牛の1日の搾乳回数が2回であること。
- ② 1日の搾乳回数が1回の乾乳前検定牛の記録は採用しない。この場合、乾乳の報告のみ行う。

(6) その他の要件

農家は以下の2点について報告を行うこと。

- ① 出荷伝票等による検定に直近の一日出荷量。
- ② 自家消費量 等。

3. 検定記録の取り扱い

(1) A C法における検定日は、立会を実施した日とする。

(2) 1乳期中に複数の検定方法を実施した場合、その乳期の検定方法はA C > A T > A 4の順でその乳期の検定方法を管理する。なお、305日成績においては、305日成績確定時点までの検定方法とする。

(3) 乳量比率を下式によりチェックする。正常範囲は±10%とする。

$$\text{乳量比率} = (\text{推定後総乳量} \div (\text{出荷量} + \text{自家消費量})) \times 100$$

なお、検定組合はこの値が正常範囲から外れた場合には、その原因を調査する。
調査の結果、明らかな理由が得られない場合は、検定記録として採用しない。

(4) 乳期の公式判定

A C法の公式記録は、分娩日から乾乳日あるいは次回分娩日まで（乳期）を全て計算できるものを云い、以下に該当した場合は、非公式とする。

- ① 分娩日を含めて62日以内に初回検定が行われない場合。
- ② 連続して2ヶ月以上の記録が得られない場合。
- ③ 記録が得られないなどで記録を推定した回数が3回以上の場合。

(この運用細則は令和8年4月1日より運用する)